

令和 6 年度 地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る方針

(介護保険法 115 条の 47 第 1 項関係)

平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画【第 9 期】）（令和 6 年度～8 年度）施策・事業をふまえて市が作成したもの。

基本理念：長寿社会を楽しみ、安心していきいきと暮らせる共生のまち ひらつか～地域包括ケアシステムの深化・推進～

●基本目標 1 「健康で生きがいに満ちた暮らし」より

1 健康長寿へのチャレンジ

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進・・・①高齢者の状況に応じた適切なケアマネジメントを行う。
 - 通所型サービス C の利用促進と利用後のフォロー
 - 適切な介護予防ケアマネジメントと評価の実施
- (2) 地域で取り組む健康チャレンジ・・・・・・①基本チェックリストの実施による健康増進や閉じこもりの防止
 - ②介護予防、健康長寿の講座等の開催
 - ③通いの場（サロン）等へのフレイル予防の普及啓発（地域のリハビリ専門職の関与を含む）
 - ④センター企画によるフレイルチェック測定会の開催
 - ⑤フレイルハイリスク者への介護予防と必要な方へのサービス調整

●基本目標 2 「住み慣れた地域で安心のある生活」より

2 地域ネットワークの充実

- (1) 高齢者よろず相談センターの機能強化・・・・①センターの認知度の向上を図る。
 - ②多様化する相談内容に対応できる体制づくりをする。
 - ③センター職員のスキルアップを行う。
 - ④BCP 研修と訓練により、業務継続と安全確保の体制を構築する。
 - ⑤ケアマネジャーへの支援を行う。
- (2) 地域資源との連携強化・・・・・・①地域のネットワークの構築、支援等を行う。
 - 地域ケア会議等を開催し、個人や地域の課題を把握し解決を図る。
 - 第 2 層地域協議体の開催を支援し、地域のネットワークを構築する。
 - 地域資源（医療・介護・福祉の機関、自治会、地区社協、民児協、市民活動団体、地元企業等）と良い関係を構築する。

3 医療・介護連携の推進

- (1) 医療・介護連携推進のための支援・・・・①医療と介護の連携を深めることにより在宅ケアを推進する。
 - かかりつけ医療機関を持つことを推進する。

4 認知症支援策の推進

- (1) 認知症理解のための普及・啓発・・・・①市民、企業、学校向け認知症サポーター養成講座等の普及啓発と認知症の方本人からの情報発信支援。
 - ②チームオレンジメンバーの活動支援。
- (2) 認知症予防施策の充実・・・・・・①身近な場での認知症予防教室の開催。
- (3) 認知症に対する早期対応体制の整備・・・・①認知症の早期発見、早期対応のための仕組みづくり。
 - 認知症地域支援推進員による、認知症ケアパス等を用いた専門的な相談支援（若年性認知症含む）
 - 認知症初期集中支援事業を推進する。
 - 認知機能低下を把握するための認知機能評価機器の活用。
- (4) 認知症高齢者の見守り支援・・・・・・①認知症カフェの開催と支援。

●基本目標 3 「いのちと権利を見守る地域社会」より

- 5 孤立死の防止に向けた取組の充実・・・・①重層的な問題も含め、生活上の不安を抱える高齢者への訪問や見守り体制の強化をする。
- 6 権利擁護事業の充実・・・・・・①日常生活を支える権利擁護事業の推進
 - 権利擁護のための相談支援及び普及啓発の取組
 - 自分らしい人生の締めくくりを迎えるための活動（終活）支援
- ②高齢者虐待を予防し、早期発見・早期対応に努める。
 - 高齢者虐待の予防、早期発見のための講話等による普及啓発をする。
 - 高齢者虐待対応マニュアルに基づく相談対応をし、事例を検討する。
- 7 災害に対する取組の推進・・・・・・①避難行動要支援者制度の周知、地域との連携強化を図る。